

第 5237 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月 2日 火曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 接待を受けるためのタクシー代

Q：他社が主催する懇親会に出席するために利用したタクシー代は、交際費等に該当しますか？

A：交際費等には該当しません。

【解説】

「交際費」というのは、取引先との親睦を深め、その歓心を買うことによって取引関係の円滑化を図り、ひいては収益の拡大をはかることを目的として支出するものですから、企業会計では、当然に費用として取り扱われますが、法人税では、交際費等のなかには冗費的支出も多いことから一定の限度額を設け、損金算入に制限をかけています。

ところで、交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものとされています。

お尋ねの費用は、他社が主催する懇親会に出席するための費用であり、「接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」ではありませんので、交際費等には該当せず、交際費等以外の単純損金（旅費交通費）となります。

ちなみに、懇親会を主催するのが他社ではなく、自社という場合において、得意先を会場まで案内するために支出するハイヤー・タクシー代は、得意先に対して自社が行う接待のために支出するものですから、お尋ねの場合とは異なり、交際費等に該当することとなりますので注意してください。

